

議案第 19 号

朝霞市都市計画マスタープラン検討委員会条例を廃止する条例

朝霞市都市計画マスタープラン検討委員会条例（平成 25 年朝霞市条例第 32 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
（特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 32 年朝霞市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。
別表都市計画マスタープラン検討委員会の項を削る。

令和 5 年 2 月 24 日提出

朝霞市長 富岡 勝則